

舞鶴公園三ノ丸広場飲食等サービス事業者

募集要項

令和6年9月

公益財団法人 福岡市緑のまちづくり協会

目 次

1. 事業の名称	2
2. 事業の目的	2
3. 募集内容	2
4. 実施区域の概要	3
5. 事業スキーム	3
6. 営業の条件	6
7. 販売手数料等の条件	6
8. インフラストラクチャーの条件	7
9. その他の条件	8
10. 応募資格	9
11. 募集スケジュールおよび応募方法	10
12. 評価および選定	13
13. 選定後の手続き	14
14. 問い合わせ先	15
別紙1 舞鶴公園位置図	16
別紙2 事業区域平面図	17
別紙3 令和5年度 三ノ丸広場での月別イベント開催件数	18
別紙4 令和6年1月～6月のクルーズ船バス来園台数	18
別紙5 水道平面図	19
別紙6 電気平面図	20

1. 事業の名称

- 事業の名称は、「舞鶴公園三ノ丸広場飲食等サービス事業」(以下「本事業」という。)とします。

2. 事業の目的

- 公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会(以下「協会」という。)は、都市の緑化推進及び公園緑地、街路樹等の管理・運営に関する事業を通して、うるおいとやすらぎのある緑豊かな環境共生都市の形成と健康で文化的な市民生活の向上に寄与することを目的として設立された公益団体で、その業務の一つとして、指定管理者として舞鶴公園を管理運営しています。
- 福岡市・福岡県では、舞鶴公園(市営)と大濠公園(県営)の一体的活用を図る「セントラルパーク構想」を進められており、協会としても指定管理者の立場から、公園利用者へのサービス向上のみならず、交流の場や賑わいの場の創出など、セントラルパーク構想の推進にも寄与すべく、平成30年度から、三ノ丸広場で飲食サービス施設を運営しています。
- 施設の供用開始から7年を経て、屋外レクリエーションニーズの変化、インバウンド来園者の増加など、公園を取り巻く状況も大きく変化しています。
- そこで、本事業は、あらためて飲食等サービスの営業を行う事業者(以下「事業者」という。)を募集し、これまでの機能の見直し・拡充を図るとともに、新たなニーズへの対応を図ることを目的とします。

※ セントラルパーク構想については、下記をご参照ください。

https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/koenkeikaku/midori/central_park_kousou.html

https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/koenkeikaku/midori/central_park_kihonkeikaku.html

3. 募集内容

(1)募集する事業者

- 協会と委託契約を結び、飲食等サービスの営業を行う事業者。
- 選定数は、優先交渉権者1者、次点1者とします。

(2)事業内容

- 舞鶴公園三ノ丸広場において、1年のうち8ヶ月間以上、仮設施設を用いて、利用者が気軽に楽しめる飲食や物販などのサービスを提供していただきます。

4. 事業区域の概要

表1 事業区域の概要

項目	内容
所在地	・ 福岡市中央区城内地内(別紙1、別紙2)
区域面積	・ 約3,000㎡
用途地域等	・ 第1種住居地域 ・ 「福岡城址」風致地区内 ・ 都市公園「舞鶴公園」区域内 ・ 国指定史跡「福岡城跡」区域内 ・ 福岡市都市景観計画「一般市街地ゾーン」
都市公園の管理者	・ 福岡市
指定管理者	・ 公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会
特徴	・ 舞鶴公園は、福岡市屈指の総合公園として隣接する大濠公園とともに多くの市民が日常的に利用し、三ノ丸広場では週末ごとに様々なイベントが開催されています。(別紙3) ・ また、公園全体が「福岡城跡・鴻臚館跡」として国より史跡指定を受けており、緑と文化財が融合した景観は、インバウンドの集客にもつながっています。(別紙4)

(別紙1)「舞鶴公園 位置図」

(別紙2)「事業区域平面図」

(別紙3)「令和5年度 三ノ丸広場での月別イベント開催件数」

(別紙4)「令和6年1月～6月のクルーズ船バス来園台数」

5. 事業スキーム

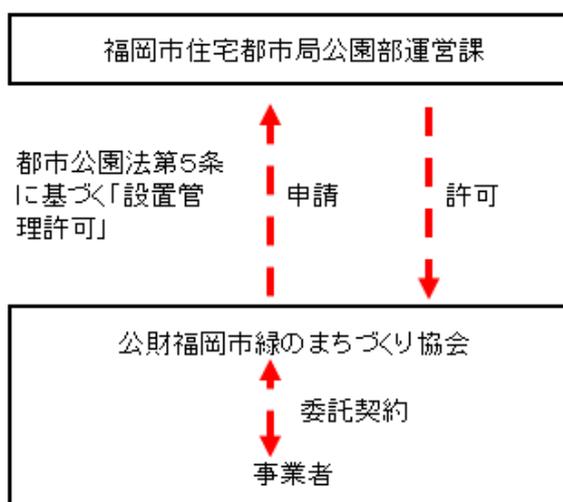
6. 本事業は、協会が福岡市から都市公園法第5条に基づく「設置管理許可」を受け、協会と事業者が委託契約を締結し、事業者は必要な施設を設置し運営します。

- なお、事業の全部又は主たる部分を、第三者に委任する又は請け負わせることを禁止します。
- 協会と事業者の役割分担は(2)のとおりとします。

(1)施設設置の制限

- 舞鶴公園は全域が「国史跡福岡城跡」として指定されており、文化財保護法上、建築物を設置することができません。
- したがって営業活動に必要な施設は、建築基準法上の建築物に当たらない仮設施設としていただく必要があります。(例:トレーラーハウス、テント等)

図1 事業スキーム



- また、仮施設であっても常設はできず、一定期間(2ヶ月以上)は全てを公園外へ撤去していただく必要があります。
 - 仮施設の形態や設置期間については、文化財保護法上の許可が得られることが必要です。
 - なお、建築基準法上の建築物に当たらず、来園者が公園施設(休養施設等)として利用可能で、かつ管理者がいない状態であっても安全なことが認められる施設については、常設についての協議が可能となることがあります。
- ※ 都市公園法第5条に基づく「設置管理許可」の許可期間は1年以内となりますので、年度ごとに再申請します。

(2) 協会と事業者の役割分担

表2 協会と事業者の役割分担

内 容		協会	事業者
初期投資	・ 事業区域までの電線敷設および管理		○
	・ 飲食等サービスに必要となるインフラ、仮施設等の設置		○
	・ その他協会の役割以外のもの		○
運営業務	・ 公園施設設置許可申請及び同使用料の支払い手続き	○	
	・ 史跡の現状変更許可申請	○	
	・ 食品衛生法、消防法、労働基準法などに基づき営業に必要な諸手続き		○
	・ 営業に関する広報	○	○
	・ 既設公園施設の管理 (飲食等サービス事業に伴い発生する費用は事業者負担)	○	△
	・ 飲食等サービス事業、それにかかる各種サービスの提供 ・ インバウンド客の来園に伴い飲食等サービス利用者に及ぶ影響への対策		○
	・ 飲食等サービス事業の予約に係る受付業務全般 (ウェブ予約システム等の開発を含む)		○
	・ 飲食等サービス事業にかかる光熱水費の負担 ・ その他協会の役割以外のもの		○

(3) 協会と事業者のリスク分担

表3 協会と事業者のリスク分担

リスクの種類	内 容	負担者	
		甲	乙
法令変更	業務に影響のある法令等の変更	協議事項	
税制変更	業務に影響のある税制度等の変更		○
許認可に要する期間	現状変更許可に想定以上の期間を要した場合		○
住民対応	業務に関する反対運動の訴訟・要望に関するもの	協議事項	
金利	金利変動		○
物価	物価変動		○
資金調達	必要な資金の確保		○
事業の中止・延期	甲の責任による中止・延期	○	
	乙の責任による中止・延期		○
	乙の事業放棄・破綻		○
整備費用	仮設の電気工事、給排水工事にかかる諸費用		○
申請費用	公園施設等設置等使用料及び公園施設設置許可申請手数料	○	○
	上記以外の諸申請費用		○
不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
施設競合	競合施設による利用者減、収入減		○
債務不履行	甲の事由による契約内容の不履行	○	
	乙の事由による業務並びに契約内容の不履行		○
性能	提案内容の不履行・不適合に関するもの		○
第三者賠償	業務において第三者に損害を与えた場合		○
損害賠償	営業施設、機器等の不備による事故		○
営業中断	事業者が整備した施設、機器等の故障又は管理上の瑕疵並びに火災等の事故による営業中断		○
	甲の維持管理業務等に伴う営業中断		○
運営上のトラブル	利用者からの苦情及び利用者間のトラブル		○
	公園の維持管理に関する利用者からの苦情及びトラブル	○	
環境	業務に起因する有害物質の排出、土壌汚染、臭気等に関するもの		○
公園施設の損傷	飲食等サービス施設利用者による公園施設、機器等の損傷		○

甲：公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会 乙：事業者

(4)原状回復義務・補償

- 事業者は、委託の契約期間終了後、あるいは中途解約となった場合も、速やかに全ての施設類を撤去のうえ原状回復しなければなりません。
- 事業者は、事業者の責に帰すべき事由により休業、退去する場合、その損害の補償を福岡市、協会に請求することはできません。
- 事業者は、自然災害等の不可抗力や公園の維持管理業務等の必要に伴い休業しなければならない場合、協会に対して保証を求めることはできません。

6. 営業の条件

(1) 委託期間

- 委託契約の期間は令和7年4月からの1年間とします。
ただし、事業の実施状況等を踏まえて、協会と事業者との間で協議が整えば、最大4回の更新を可とします。
- 営業開始可能日は令和7年4月1日以降です。ただし、毎年度内に、一定期間(2ヶ月以上)は仮設施設を公園外へ撤去していただく必要がありますので、その期間は営業を休止していただきます。

(2)営業時間

- 営業可能な時間は、原則10時から21時30分までとします。この範囲内において、季節等により営業時間を設定できます。
- 定休日を設定する場合は提案書に明示して下さい。

(3)事業区域・施設設置等面積

- (別紙2)「事業区域平面図」に示す約3,000㎡のエリア内で設置計画を立案し、使用する面積を積算して下さい。その際、以下の面積内訳を明記して下さい。
 - ① 事業区域面積:飲食等サービス事業エリアとして使用する土地の全体面積
 - ② 施設設置等面積:上記の内、トレーラー、テント等仮設施設に使用する面積
- ただし、事業区域・施設設置等の使用面積については、事業者決定後、福岡市・協会(事業者)との協議を経て決定します。

7. 販売手数料等の条件

- 事業者は協会に対し、福岡市公園条例第13条および第14条に定める「公園施設設置許可申請手数料」および「公園施設設置等使用料」の50%を支払っていただきます。
- 事業者は協会に対し、「販売手数料」として、毎月、売上額(消費税含む)の10%以上、もしくは、その積み上げが年間を通して、1,500万円を下回る場合は、1,500万円以上を支払っていただきます。
- 協会にお支払いいただいた「販売手数料」は、一部を公園の管理運営業務や維持管理業務

に活用します。

表4 販売手数料等

公園施設設置許可申請手数料	6,200 円/件×50%
公園施設設置等使用料	900 円/㎡・月×使用面積㎡×〇ヶ月×50%
販売手数料	毎月の売上げ額(消費税含む)×10%以上 ※ただし年間の累計 1,500 万円以上

8. インフラストラクチャーの条件

(1)水道

- 既設の水道管はΦ50mm で、既設トイレ(大便器6、小便器3、手洗い器4、清掃用蛇口3)に使用しています。
- 分岐は可能ですが、水圧が十分ではないため、分岐の管径はΦ20 mmまで、水栓数9口までとします。
- また、飲食等サービス施設用の子メーターの設置が必要です。

表5 (参考)現飲食施設水道使用量【㎡】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	3月	年計
R5年度	45.3	34.9	31.0	36.2	56.6	66.0	60.0	36.1	31.5	397.6
R4年度	15.9	24.4	20.3	33.8	42.1	21.3	26.6	13.9	31.5	229.8

(別紙5)「水道平面図」

(2)電気

- 既設の電源(引き込み柱)は、現在、単相3線式で 15Kw の容量があります。
- 引き込み柱から既設トイレ裏まで、CVT38mm²を敷設しており、再利用は可能です。
- 引き込み柱を責任分界点とし、そこから先は、事業者による電気設備工事(電線の敷設含む)の提案が可能です。また、引き込み柱も事業者の責任範囲に含め、事業者による電気設備工事(引き込み箇所容量アップ含む)の提案も可能です。
- また、飲食等サービス施設用のメーターの設置が必要です。

表6 (参考)現飲食施設電気使用量【KW】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	3月	年計
R5年度	2,265.8	2,598.2	2,998.1	3,927.4	4,585.1	4,287.8	3,118.3	1,985.0	1,886.1	27,651.8
R4年度	1,157.0	2,003.6	2,435.6	3,351.4	3,503.3	2,734.9	2,385.0	1,388.0	1,577.8	20,536.6

(別紙6)「電気平面図」

(3)仮設施設・水道・電気共通

- 水道の分岐工事や電気設備工事(電線の敷設含む)にかかる費用は、事業者の負担となります。
- 現事業者からの施設の引継ぎについては、現事業者との協議事項となります。

- 仮設施設の設置のみならず、電気・給排水設備工事において掘削が必要な場合も、文化財保護法上の許可が必要となり、工事内容について福岡市担当部署との協議が必要です。

9. その他の条件

(1)関係法令の遵守

① 文化財保護法

- 舞鶴公園は、国から「福岡城跡」として史跡指定を受けており、事業にあたっては文化財保護法を遵守する必要があります。
- 仮設施設の設置や掘削工事についても、文化財の保護や景観への配慮が求められ、文化財保護法に基づく現状変更許可を得る必要があります。
- よって、検討～計画立案にあたって不明な点が生じた場合は、福岡市の所管部署に確認して下さい。

(協議先)

- ・ 福岡市経済観光文化局文化財活用部史跡整備活用課 TEL092-711-4784

② 食品衛生法、消防法など

- 飲食等サービス事業の営業に関し、法的な手続きが必要な事項については、応募前に、許可の基準・条件等について福岡市の所管部署に確認して下さい。
- 1年間のうち、一定期間(2か月以上)は営業活動に必要な施設を撤去していただく必要があります(5 事業スキーム(1)施設設置の制限 参照)。
そのため、施設の撤去・再設置の都度、営業許可証の「廃止」および「再申請」手続きが必要となります。

(協議先)

- ・ 食品衛生法:保健所地域衛生部中央衛生課(あいれふ6階) TEL092-761-7356
- ・ 消防法:中央消防署予防課 TEL092-762-0119
- ・ 建築基準法:住宅都市局建築審査課 TEL092-711-4774

(2)キッチンカー事業との共存

- 舞鶴公園では、飲食提供サービスのひとつとして、通年でキッチンカー事業も実施しています。
- キッチンカーは、イベント開催や季節によって多少変わりますが、主に三ノ丸広場の事業対象区域近辺で展開していますので、キッチンカー事業との共存に配慮していただく必要があります。

※ キッチンカー事業については、下記をご参照ください。

<https://www.midorimachi.jp/kitchencar/index.html>

10. 応募資格

- 応募者は、十分な経営力及び信用力を有する法人とします。
- なお、次のいずれかの項目に該当する場合は応募資格を有しないものとし、確認のため関係機関等に身分照会を行う場合があります。

- (ア) 制限行為能力者(成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者)
 - (イ) 破産者であって、復権していない者
 - (ウ) 銀行取引停止処分を受けている者
 - (エ) 懲役または禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
 - (オ) 禁固刑以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留または起訴された者で判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期または執行猶予期間が満了していない者
 - (カ) 申込業種について、申込日から過去1年以内に行政処分を受けた者
 - (キ) 国税及び地方税、市民税等を滞納している者
 - (ク) 集团的または常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者
- (ケ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団(以下「暴力団」という)ほか、次の①から④までのいずれかに該当する者
- ① 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
※ 「役員等」とは「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。
 - ② 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ③ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ④ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (コ) 法令等の規程により許認可が必要とされる場合において、許認可の条件となる免許を有していない者

(注意事項)

事業者の選定後および契約後に、上記ア)～キ)に関して虚偽の事実が判明した場合、並びにク)～コ)に該当することが判明した場合は、選定または契約を取り消します。

11. 募集スケジュールおよび応募方法

(1) スケジュール

募集要項の配布	令和6年9月 1日(日)～令和6年10月31日(木)
募集説明会	令和6年9月17日(火)
質問票受付	令和6年9月10日(火)～令和6年10月15日(火)
質問票への回答	令和6年9月10日(火)～令和6年10月20日(日)
応募書類の受付	令和6年11月1日(金)までに必着
審査委員会	令和6年12月2日(月)～令和6年12月13日(金)(予定)
結果の通知	令和6年12月中旬(予定)
契約締結	令和7年3月(予定)

※上記のスケジュールは、状況により変更することがあります。

(2) 募集要項の配布

- 募集要項等は、下記の期間に、協会のホームページ「お知らせ&新着情報」欄に掲載しますので、ダウンロードして下さい。窓口での配布は行いません。

- ① HPアドレス <http://www.midorimachi.jp/>
- ② 掲載期間 令和6年 9月1日(日)～令和6年10月31日(木)

(3) 説明会の開催

- 希望者に対して説明会を行います。説明会では募集要項について解説します。
- なお、説明会に参加いただかなくとも応募は可能です。説明会に参加しないことをもって評価で不利になることはありません。

表7 説明会について

日時・場所	・ 日時:令和6年9月17日(火)13:30～14:30(予定) ・ 場所:福岡市中央区城内1-4 平和台陸上競技場2階会議室 TEL:092-781-2153
申込方法	・ 説明会に参加希望の場合は、9月13日(金)までに、電子メールで、下記の事項を記入のうえお申し込みください。 ・ 説明会に参加できる人数は1社2名以内です。 ・ 電子メールの件名には「舞鶴公園三ノ丸広場飲食等サービス事業者募集説明会参加希望」と記載してください。 ・ 電子メール記載事項:企業・団体名、代表者職氏名 説明会参加者氏名 連絡担当者名、電話番号、電子メールアドレス ・ メールアドレス:maiduru@midorimachi.jp

(4) 質問の受付および回答

- 募集要項等について質問がある時は、質問受付期間内に質問票(様式第2号)を電子メールで協会宛に送付して下さい。電話での質問等は受けません。

メールアドレス:maiduru@midorimachi.jp

① 質問受付期間

令和6年 9月10日(火)～令和6年10月15日(火)

② 回答

令和6年10月20日(日)までの間に、随時、協会ホームページに掲載します。

(5)応募書類

① 必要書類一覧

表8 必要書類

提出書類	提出部数
A 応募申請書(様式第1号)	1部
B 事業計画書(様式は任意) ・ A4版縦のファイルに綴ってください。 ・ 応募者を特定できる表現は使用しないでください。 ・ 下記③に示す(ア)から(オ)までの項目を順に記載してください。	11部
C 法人事業概要書(会社案内等で代用可)	1部
D 添付書類 (ア) 商業登記簿謄本・印鑑証明 (イ) 定款、寄付行為その他これに準じるもの (ウ) 法人税・所得税・消費税及び地方消費税・市町村民税の滞納がないことの証明書(直近3か年) (エ) 決算状況(直近3か年) (オ) 暴排条例に関する誓約書(様式第2号) (カ) 役員等名簿(様式第3号)	各1部

提出書類に使用する言語および通貨は、日本語および日本円とします

② 応募申請書(様式第1号)

<http://www.midorimachi.jp/>よりダウンロードして下さい。

③ 事業計画書(様式は任意)の記載項目

(ア) 全体計画

- ・ 事業の基本的考え方やコンセプト
- ・ 地域経済への貢献
- ・ 既存キッチンカー事業との共存に対する考え方

(イ) 施設計画

- ・ ゾーニングや配置図及び施設構成・構造図など
- ・ 設備計画に関するもの
- ・ 施設の維持管理および一時撤収に関すること

(ウ) 管理運営計画

- ・ 具体的なサービス内容(取扱商品、価格、ターゲット層等)
- ・ 予約受付・問い合わせ対応システム(WEB、電話など)のイメージ
- ・ 開業後の運営体制(規模・構成など)
- ・ 衛生管理(食中毒・感染症対策、食材管理等)に関する事
- ・ 防災・防犯等の安全管理に関する事
- ・ 事故や災害発生時の危機管理に関する事
- ・ 苦情対応に関する事
- ・ 公園(園地、花壇、トイレなど)の清掃や美化に関する事
- ・ インバウンド来園者(クルーズ船客)の増加に伴う課題への対応

※ 乗客数2,500人～5,000人規模のクルーズ船が、15日/月程度の頻度で博多港に寄港し、その乗客を乗せた大量の観光バスが、舞鶴公園・大濠公園に、トイレ休憩のため来園(滞在時間1時間程度)されます(別紙4参照)。

これに付随して下記のような課題があることから、その改善へ向けた提案を期待します。

- インバウンド来園者向けのサービスが少ないこと
- トイレの使い方に問題があり、高頻度の清掃が必要なこと
- ゴミや吸い殻のポイ捨てが多いこと
- 現飲食施設エリア内に立ち入り、飲食中のお客様が迷惑に感じる行動をとること

(エ) 計画の実現性

- ・ 事業の実施体制や開業までのスケジュールおよび開業予定時期
- ・ 初期投資対象と投資額
- ・ 利用客数の見込み(5年間)
- ・ 売上額の見込み(5年間)
- ・ 事業収支の見込み(5年間)
- ・ 類似施設の運営実績(過去3年以内)(事業収支含む)

(オ) 販売手数料の率

- ・ 販売手数料の率(%) 10%以上で提案
(※注)上記の積み上げが年間を通して、1,500万円を下回る場合は、1,500万円以上を支払っていただきます。

(6) 応募書類の提出先及び提出方法

- (5)①の提出書類一式を、期限までに郵送または持参して下さい。

【提出期限】令和6年11月 1日(金)必着

【提出先】〒810-0043 福岡市中央区城内1番4号

公益財団法人 福岡市緑のまちづくり協会 舞鶴公園管理事務所

TEL:092-781-2153

午前10時から午後5時まで(土日祝日も可)

- 一度提出した書類は、内容の変更、再提出、差し替えを認めません。
- 応募にかかる経費はすべて申請者の負担とします。

12. 評価および選定

(1) 評価方法

- ① 審査委員会を開催し、評価基準に従って評価します。
- ② 審査委員会は非公開で行います。
- ③ 審査委員会は、応募者から事業計画に関するプレゼンテーションを受けます。
- ④ 最も評価の高かった者を優先交渉権者、次に評価の高かった者を次点として、選定します。
- ⑤ 応募内容に不備があるもの、募集条件を満たしていないもの等については、事務局の事前審査により落選とし、審査委員会でのプレゼンテーションは受けません。この場合、事務局が審査委員会に内容を報告します。
- ⑥ 評価結果は協会ホームページにて公表します。

(2) 審査委員

表9 審査委員

委員	役職
西川 真水	西日本短期大学緑地環境学科 学科長
田中 大輔	福岡市商工会議所産業・貿易振興担当部 部長
中村 啓太郎	福岡市経済観光文化局文化財部史跡整備活用課 課長
小泉 信雄	福岡市住宅都市局公園部活用課 課長
久原 明子	福岡市役所 保健医療局保健所地域衛生部 中央衛生課 課長
井上 雄介	公財)福岡市緑のまちづくり協会 専務理事

※ 優先交渉権者決定までの期間中における審査委員との接触はご遠慮ください。接触が確認された者は失格とします。

(3) 評価基準

- 評価は下表の基準により行います。

表10 評価基準

項目	評価視点	配点	
全体計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ セントラルパーク構想や来園者特性を踏まえた事業の基本的な考え方やコンセプト ・ 地場企業の活用など地域経済への貢献 ・ 既存キッチンカー事業との共存に対する考え方 	20点	
施設計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園や史跡の景観に対するデザインの適性 ・ 快適性・安全性の高さ ・ 文化財保護への配慮 ・ 環境負荷低減やユニバーサルデザインへの配慮 	20点	
管理運営計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交流の促進や賑わい創出へ貢献でき、インバウンド客を含む幅広い層が利用しやすいサービス提供(広報、受付を含む) ・ インバウンド来園に付随する各種課題への対策 ・ 環境負荷低減やユニバーサルデザインへの配慮 ・ 周辺地域への配慮 ・ 運営体制の充実度 ・ 安全衛生管理・危機管理能力(問題発生への対応力) 	20点	
事業の実現性	・ 企業力(財務状況の健全性など)	7点	20点
	・ 事業の実施体制や開業までのスケジュール ・ 事業収支計画や資金調達計画	7点	
	・ 類似施設の運営実績	6点	
販売手数料率	・ $\text{配点} \times \text{提案された販売手数料の率}(\%) / \text{提案された最高の販売手数料の率}(\%)$	20点	
合計		100点	

※ ハッチかけの項目については、審査委員会に先立ち、事務局が採点します。

※ 最低基準を、評価点の合計60点以上かつ「事業の実現性」の評価点12点以上かつ「企業力(財務状況の健全性など)」4点以上とします。

13. 選定後の手続き

- 優先交渉権者として選定された者に対し、「10. 応募資格」等を確認した後に、優先交渉権契約を締結し、委託契約に向けた交渉を行います。
- 交渉が成立した後に、改めて委託契約を締結します。

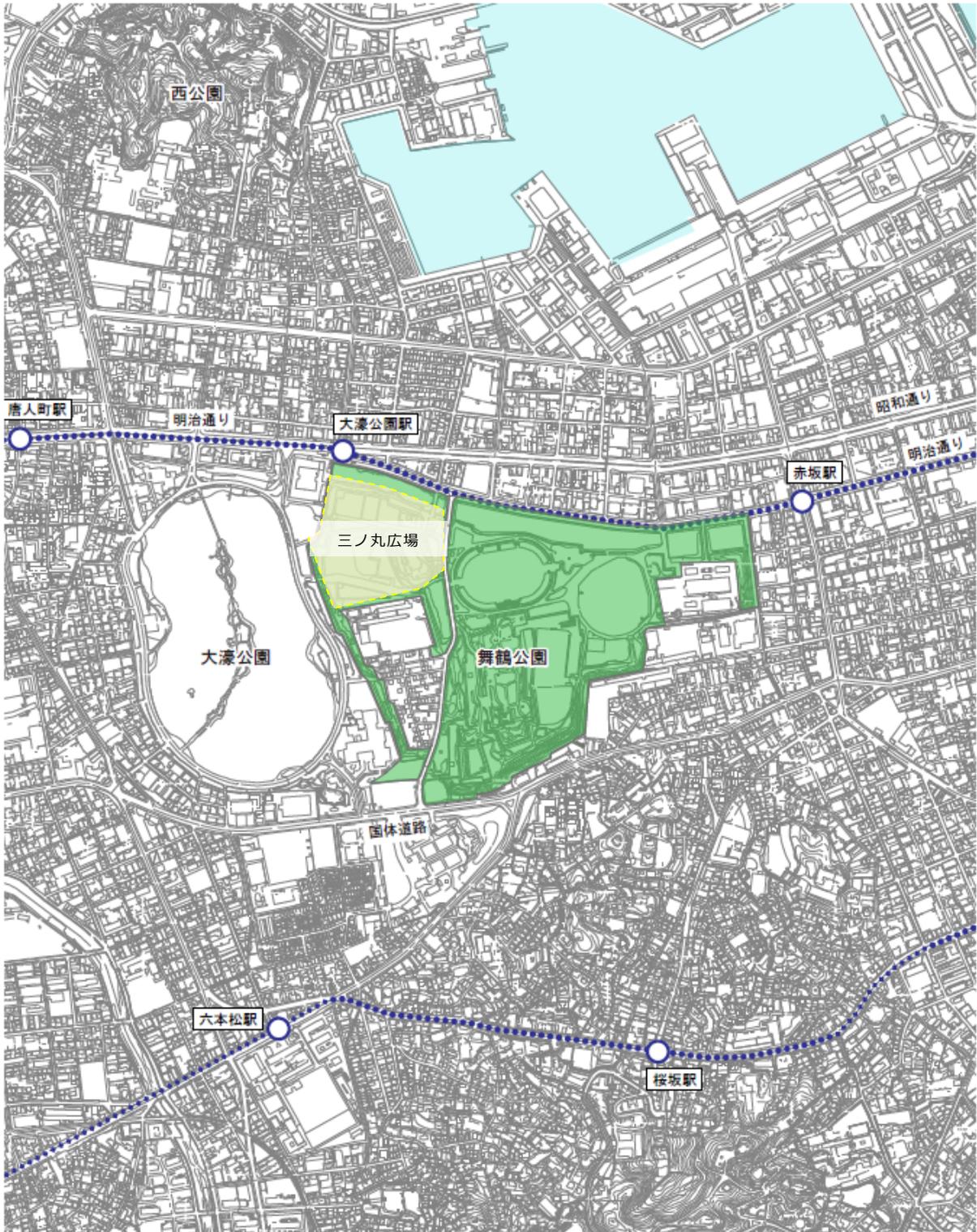
14. 問い合わせ先

〒810-0043 福岡市中央区城内1番4号
公益財団法人 福岡市緑のまちづくり協会 舞鶴公園管理事務所
TEL:092-781-2153

午前10時から午後5時まで(土日祝日も可)

【担当】 筒井、山本

舞鶴公園 位置図



事業区域平面図



■令和 5 年度 三ノ丸広場での月別イベント開催件数

表 1 1 三ノ丸広場での月別イベント開催件数

	R5	R4	R3
4月	7	4	2
5月	7	7	1
6月	2	5	2
7月	1	2	2
8月	0	1	0
9月	3	4	1
10月	5	7	0
11月	6	4	0
12月	2	1	3
1月	2	0	0
2月	1	0	1
3月	5	4	1
	41	39	13

■令和 6 年 1 月～6 月のクルーズ船バス来園台数

表 1 2 クルーズ船バス来園台数

R6年	1月	2月	3月	4月	5月	6月
台数	381	379	880	733	1,092	689
日数	8	7	12	14	14	14

水道平面図

